
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.217 2020/3/20

1 食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインについて（情報提供）

3月16日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は各都道府県等衛生主管部（局）宛標記事務連絡を出した。これは、食品製造業、食品流通業、卸売市場及び外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応について、農林水産省食料産業局長、生産局長、農村振興局長、政策統括官、林野庁長官及び水産庁長官の連名で、各関係団体等の長宛て通知が出されたので業務の参考までとして情報提供したものである。連名通知の主なものは次のとおり。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染者の報告が増加していることから、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。

重要業務の継続

事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。

（参考）従業員の確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

（業務の内容）原則通常どおりの業務

（人員体制）早出・残業等で業務対応

【第二段階】

（業務の内容）重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止

小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断

（人員体制）早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000609110.pdf>